

京都スタジアム（仮称）運営経営専門家会議 設置要綱

（設置）

第1条 京都スタジアム（仮称）の整備に当たり、スタジアムの運営や施設の利活用等について、専門的見地を有する有識者の意見を聴くため、「京都スタジアム（仮称）運営経営専門家会議」（以下「専門家会議」という。）を設置する。

（委員）

第2条 専門家会議の委員は、スポーツや施設運営、地域振興等に関し優れた識見を有する者8名以内で構成する。

2 委員の任期は平成26年3月31日までとする。

（委員の役割）

第3条 専門家会議の委員は、京都スタジアム（仮称）の運営や施設の利活用等について意見を述べるものとする。

（座長）

第4条 専門家会議に座長を置き、委員の互選により選出する。

2 座長は、議長として専門家会議の議事を運営する。

3 座長に事故ある時又は座長が欠けたときは、委員の互選により代理者を定め、その職務を代行する。

（会議）

第5条 専門家会議は、知事が招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、専門家会議に専門的知識のある者その他の関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、専門家会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月24日から施行する。